

# 特別支援学校における金融教育



東京家政学院大学現代生活学部教授 小野 由美子

## ～要旨～

本稿では、主に知的障害のある生徒を対象とした特別支援学校高等部の消費者教育と、安定した地域生活を送るための取り組みについて検討した。特別支援学校の生徒を対象に、東京都消費生活総合センターのWeb版教材や、消費者庁のスライド教材が作成されている。知的障害のある消費者の金融教育のポイントとして、①お金の大切さを具体的に理解できること、②現金と同じ価値のある電子マネーも貸し借りしないこと、③必要な場面では、はっきりと断ること、④トラブルに巻き込まれても、あきらめずに相談することが大切である。特別支援学校では授業等で外部の講師や機関の活用をしている割合は高くはないが、学校教育に加えて、地域の社会資源を生かした社会教育も重要であり、その拠点の1つに消費生活センターがある。生活のスキルを向上する取り組みは、社会の一員として主体的に生きるために、そして、社会保障制度の実行性を高めるためにも重要である。

## 1 はじめに

消費者基本法にもとづく第4期消費者基本計画において「誰一人取り残さない社会的包摂の実現」が政策の基本方針の一つにあげられている。認知症の発症に伴い判断力が低下した高齢者や、社会経験が浅い若者、そして障害者などの、全ての消費者が地域社会から孤立しないための環境整備が求められている。特に、民法の改正で成年年齢が18歳に引き下げられた若者にとっては、未成年者取消権の適用が18歳未満となったこともあり、消費者教育の推進が急務とされ、高校や特別支援学校の高等部の2年生までに、家庭科の消費生活の領域を学んでおり、特別支援学校で学ぶ生徒もその例外ではない。

消費生活に課題を抱える人々をさす用語とし

て国内外の消費者政策においては、被害に遭いやすい消費者である脆弱な消費者（Vulnerable Consumer）について議論され、その合理的配慮が求められている。脆弱な消費者として、子どもや高齢者、障害者、外国人労働者とその家族などがあげられ、消費者が特定の文脈・状況・環境において有する「状況的脆弱性」概念に着目した議論もある。筆者は、判断能力に問題があり何らかの消費者トラブルを抱える「判断不十分者」の中でも、高齢期などの特定のライフステージに限定されず、生涯を通じて日常的な見守り等の支援が必要な知的障害等のある「要支援消費者」を中心に検討している。知的障害等のある消費者に着目することで、従来から課題となっている必要な情報や支援が届かない層

への接近が可能となる。家計管理に課題があって多重債務の状態から脱却できなかったり、年金や生活保護費の管理が上手くいかない受給者の中には、障害の特性による制約を考慮することで状況の改善が期待できる層が存在する。安定した消費生活を送ることを目指し、特別支援学校で学ぶ生徒や、働きながら地域で暮らす障害者に対する消費者教育を検討することは、消費生活上の課題を未然に防止し、早期に解決することにつながる。本稿では、主に知的障害のある生徒を対象とした特別支援学校高等部の消費者教育と、地域生活を見据えた取り組みについて検討する。

## 2 特別支援学校における金融教育の現状

### (1) 先行研究

知的障害のある生徒を対象にした金融教育の現状について、卒業後に一般企業の就労を希望する生徒であっても単独での買い物経験がなかったり、小遣いをもらっていない、あるいは小遣いをもらっていても計画的に使う経験のない生徒が多いことが指摘されている（安岡・橋本 2023）。障害に配慮した消費者教育教材について、消費者庁の「障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査」を、障害の種類による消費行動等の観点や教材の内容を検討するとともに、行政が作成した特別支援学校向け消費者教育教材の特色を整理、考察した研究がある（矢吹・田村 2023）。本稿では、筆者が作成に関わった行政による教材について触れたい。

### (2) 行政による教材

東京都消費生活総合センターの特別支援学校高等部・若者向けの Web 版教材「ちえとまなぶの ず〜っと役立つ『お金の話』」（2017 年）と、その続編である「キャッシュレス決済に挑戦し

てみよう」（2023 年）は、インターネットが使える環境であればパソコンやタブレットで利用できるものであり、教員がパソコンの画面をプロジェクターで提示しながら授業を進行したり、情報環境のある教室や自宅などで生徒が個人で学習することもできる。「ちえとまなぶの ず〜っと役立つ『お金の話』」では、お金の基本、契約トラブル、お金の管理という 3 つのステージを 10 ステップに分け、それぞれが完結した形で、必要なテーマだけを扱うことも想定した内容となっている。例えば、ステージ 3 には「自分のお金で生活する！」というステップがあり、自立を目指し、予算を立てながら 1 ヶ月の生活費をシミュレーションできる内容は、こうした取り組みに詳しい社会福祉士の助言に基づいて作成された。Web 上で使用するコンテンツとは別に、教員向けの指導書は PDF で公開され、インターネットが使えない環境でも授業ができるよう主要な内容は PowerPoint のスライドデータとしても提供されており、必要な内容を選び、生徒の実情にあわせてルビを振ったり、分量を調整するなどして活用することもできる。

続いて、消費者庁が作成した特別支援学校向け教材である「ショウとセイコと学ぼう！大切な契約とお金の話」は、特別支援学校高等部の知的障害のある生徒を主な対象とする消費者教育用教材であり、①基礎編と実践編のスライド教材、②活用の手引、③ワークシート、④イラスト集の 4 つから構成されている。スライド教材は 7 つのテーマが設定されており、「基礎編」では生徒に身近な買物・契約の仕組みや注意点などを扱い、「実践編」でスマホやネットでのトラブル事例の対処法などを扱っている。私自身も特別支援学校で授業を担当する際に使用しており、高等部ではスマホやネットトラブルについて、中等部では買物・契約の基本の内容を少

しアレンジして授業をしている。例えば、契約成立のタイミングの説明では、一般的に「消費者と事業者とで、お互いが契約内容について意思表示し、合意すれば契約が成立」などと説明されるが、ここでは「買いたいという考えと、売りたいという考えをお互いに示し、一緒になったとき」と平易な言葉を用いている。知的障害のある生徒向けの教材は、この消費者庁と、先ほどの東京都の教材もそうだが、小中学校の消費生活を扱う場面でも役立つ。とりわけ中学校では学習指導要領「技術・家庭（家庭編）」の改訂を踏まえて、クレジットの三者間契約などの複雑な内容を、簡易な言葉で伝える場面で活用することができる。

### (3) 教育支援プログラムの試行

筆者らは、特別支援学校高等部の在校生および会社等で働く知的障害者を対象に、消費者トラブルの未然防止や家計管理を支援するためのプログラムと質問紙調査を実施した経験がある（小野他 2011）。実施先の要望、参加者の人数と理解力、持ち時間等を考慮し、3種類の支援プログラム（①消費者トラブルの未然防止と家計管理に関する内容、②消費者トラブルの未然防止をメインとした短時間の内容、③主におこづかいや家計管理を扱った内容）を実施した。支援プログラムの終了時に実施した質問紙調査では「講座を受ける前（いままで）」と、後（これから）では変化がありそうですか」という質問に対して、これまで家族とお金の話をしなかった人が25.6%いたが、今後もしたくない人の割合は12.5%に減少した。

プログラムの進行の場面では、当事者の発言を取り上げ、他の参加者の意見を引き出し、そうした対話の中から問題解決の糸口を見出すといったグループワークの要素もある。役割演技

法（ロールプレイ）で模範的な演技ができて、強硬に契約を断ろうとする行為を実際に行うことで、さらに大きな被害や恐怖を招きかねない。教育目標を必ずしも本人の課題解決能力に置くことはできないことから、プログラムを実施する目的は、トラブルに巻き込まれるかもしれないことを実感し、決して自分が悪いのではないから被害にあったことを話してよいのだと知ること、そして相談に乗ってくれる人を具体的に知ることだという認識が必要である。

知的障害者への消費者教育を検討することで、消費者教育の届きづらい層への関わり方を検討するきっかけにつながる。学習項目には優先度をつけて情報量を絞り込む必要があり、説明文中心でなく視覚や聴覚も効果的に活かし、集中力を継続させるためにも、画面の構成を複雑にせず、結論を先にして解説は後にするといった簡潔な情報の伝え方は、支援の必要な消費者への対応の場面で役立つ。

### (4) 教材の作成や活用の留意点

知的障害のある生徒の場合、抽象的概念が理解しづらく、具体的に理解できるよう整理して伝える工夫が求められる。特別支援学校においてお金に関する授業は、生活や進路に関わる「各教科を合わせた指導」や、教科教育では家庭科より数学の授業で扱われることが多い。複数の教員が関わり、手分けをして実施するチームティーチングという手法は、特別支援学校ならではの教育環境であり、繰り返しお金の学習ができる機会が期待される。知的障害のある消費者の金融教育のポイントとして、①お金の大切さを具体的に理解できること、②現金と同じ価値のある電子マネーも貸し借りしないこと、③必要な場面では、はっきりと断ること、④トラブルに巻き込まれても、あきらめずに相談する

ことが大切である。科目横断的で簡潔な小回りの利く教材の作成が有効であり、こうした工夫がされた教材の検討会委員を務めた Web 教材では、近年ではキャッシュレス決済についても取り扱っているところである。

### 3 特別支援学校における金融教育の方向性

#### (1) 特別支援学校における家計管理に関わる教育

特別支援学校における知的障害のある生徒と家計管理に関わる教育や支援の現状と課題を検討するため、関東地方にある特別支援学校 275 校の教員を対象に実施した調査では、生活とお金に関する授業や講座の必要性について「強く感じる」が 61.5%、「実感することもある」33.8%であり、あわせて 95%となり、その場面は「当事者との普段の関わりで」89.2%、「保護者との関わりで」60.1%、「卒業生との関わりで」47.8%という結果だった（小野 2016a）。お金に関する授業等を 90.6%の教員が実施しており、科目について複数回答で尋ねると、生活単元学習 43.5%、「日常生活の指導の場面」39.4%、進路学習 35.2%、家庭科 32.1%、「その他」49.2%であった。生活単元学習とは、学校教育法にもとづく「教科等を合わせた指導」の 1 つであり、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部において、特に知的障害者を教育する場合において必要があるときは各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部または一部について、併せて授業を行うことができる指導形態を指す。初等部と中等部では特に、家庭科や進路学習より生活単元学習などでお金に関する教育支援の機会が多かった。

特別支援学校は各校で規模や環境、在校生の事情も大きく異なる。生活とお金に関する授業等を進めていく上で、障害の種類や程度、生活

経験に合わせた素材が求められている。一方で、学校現場では担当する教科や学年が異なる教員間の連携と調整が必要となる。あわせて、障害の特性に配慮した、数学や家庭科といったどの科目でも使用しやすい、買物学習など目的別に特化された 1 回の授業で完結できるような細かいユニット型の教材開発が必要になる。

#### (2) 知的障害教育の専門性と家族の生活課題

関東圏の特別支援学校教員を対象に実施した聞き取り調査では、知的障害教育の専門性と、生徒と家族の生活課題と社会的対応のあり方に関する 2 つの論点があった（小野 2016b）。特別支援学校においてお金に関する授業をする場合は、数学や家庭科といった教科教育や「各教科等を合わせた指導」の中でチームティーチングという特別支援学校ならではの教育手法で繰り返しお金の学習ができる機会が期待できる。一方で、生徒のもつ生活課題を洗い出し、学習目標を定め、限りある授業時間の中で優先順位を決め、チームを編成しながら解決方法を探る力が教員には求められている。教員の熱意や「巻き込んでいく」力に富む指導力はかなりの熟練が求められるだろう。特別支援学校の教育は教科教育と、「各教科等をあわせた指導」の「二重構造」であり、それこそが知的障害教育の専門性とされているが、この「二重構造」をあらためて考える必要もあるのではないかという意見もあった。金融アドバイザーによる金銭管理学習や、消費者トラブルについて啓発演劇を活用している学校もあり、こうした外部講師との連携について、県や学校で予算が確保されていると、教員にとっても利用しやすくなる。

生徒と家族の生活課題と社会的対応について配慮が必要な家庭もある。子どもには小遣いの管理をさせたいと考える保護者がいる一方で、

生活保護受給世帯や多額の債務があるなど、家庭の協力を得るのに困難が伴うケースも少なくない。子どもの収入をあてにしていることが疑われる家庭については、行政にも働きかけながら、グループホームへの入所を本人にそれとなく伝える努力をしている教員もいた。特別支援学校での生活とお金に関わる支援と教育の一環として、卒業の直前や、卒業生の集まる成人を祝う会などの機会を通じて、相談先の情報がまとめられたパンフレットの提供や、お金に関わる話題に触れる機会の増えることが期待されている。

### (3) 中学校と他機関の連携

お金に関する授業や講座に加えて、就労や社会福祉関連の機関や消費生活センターなどの連携先の活用状況について全国の特別支援学校を対象に質問紙調査を実施したところ、特別支援学校における生活とお金に関する授業は、その重要性は強く意識されていた（小野・川崎 2018）。生活とお金に関する授業や講座が生徒に必要なと感じる場面は「授業の場面」「授業以外の学校生活」「家庭生活」の場面であるとの回答が6割程度と高かったが、「家庭生活」については保護者と卒業生でもその必要性を感じる教員が5割近くに上った。お金に関する授業等は、関東と同様に全国でも9割の教員が実施していた。さらに科目ごとに尋ねたところ、算数・数学や校外学習、進路学習で実施している学校の割合が高かった。家庭科、社会、校外学習、生活単元学習における生活とお金に関する授業等の実施には地域による違いがあること、進路学習における実施には生徒数の規模も関連があることがわかった。

授業等で外部の講師や機関の活用をしている割合は高くないが、消費生活センター、労政事

務所、弁護士会・司法書士会の活用には地域差があり、電気通信事業者の活用は生徒数の規模で違いがあった。お金の使い方に関する授業等で取り扱いテーマについては、相対的に「買い物の方法」「生活費やこづかいの管理」「キャッチセールスなどの消費者トラブル」「スマホなどの消費者トラブル」を望む割合が高かったが、抽象的な概念の理解が必要な「税金や社会保険のしくみ」「電子マネーのしくみ」「クレジットのしくみ」も求められていた。学校生活や進路に関する地域の連携先については、「障害者就業・生活支援センター」「相談支援事業所」「福祉施設」「ハローワーク」の回答が比較的高く、「障害福祉課等ケースワーカー」「地域障害者職業センター」といった就労や福祉に関連する機関が続き、「弁護士会等」や「消費生活センター」の割合は低かった。地域と生徒規模数によって活用の状況に差があった。消費生活センターが特別支援学校における地域の連携先として活用されるためには、センターを活用することのメリットや利用方法の具体的な紹介といった働きかけをしたり、就労や社会福祉の領域との連携を試みるのも方法である。学校側にとっても、卒業後を見据えた就労と社会福祉の関連機関との連携に加え、消費生活に関わる機関も加えることで、生徒や卒業生が地域で安全に暮らすための包括的な支援体制が整う。

### (4) 消費者教育と地域生活

特別支援学校の高等部では卒業後の生活を見据えながら就労と社会福祉の関連機関と連携しており、これに消費生活センターも加えることで、生徒や卒業生が地域で安全に暮らすための後押しが可能となる。消費者教育については、学校教育に加えて、地域の社会資源を生かした社会教育も重要であり、その拠点の1つに消費

生活センターがある。生活のスキルを向上する取り組みは、社会の一員として主体的に生きるために、そして、社会保障制度の実行性を高めるためにも重要である。

家計管理「教育」は家計管理「支援」と重複する部分が多いが、「教育」が問題の未然防止に重きがあるとすれば、「支援」は問題の早期解決や、具体的な相談援助を指す。消費者教育の重点領域は①消費者市民社会の構築、②商品等の安全、③生活の管理と契約、④情報とメディアと整理されており、家計管理教育は「③生活の管理と契約」を主な範疇とすることから、金融教育を含む家計管理教育は消費者教育の1つの領域といえる。

#### 4 おわりに

判断能力に課題があり、日常的に何らかの消費者トラブルを抱える判断不十分者には認知症の高齢者や障がいがあると思われる消費者が含まれる。令和6年版の消費者白書によると、障害者等（「トラブルの当事者に心身障害がある又は判断能力が不十分な方々であると消費生活センター等が判断したもの」）からの消費生活相談は2023年に24,615件寄せられた。本人が消費生活相談をする割合が相談全体では約8割であるのに対して、障がい者等に関する相談では半分以上にとどまり、残りの半分は家族や地域の見守りをする人が相談につなげている。

「見えない」お金のやりとりは、抽象的な概念が苦手な知的障害のある生徒にとってハードルは高い。交通費として渡され、交通系ICカードにチャージしていたお金を、別の目的で使ってしまったたり、お金の貸し借りや、友人との割り勘などでのトラブルも多い。日本のキャッシュレス決済の比率は2023年に39.3%となったが、韓国は93.6%、中国では83.0%と日本の2倍以

上である。韓国では、子どもたちは現金でおこづかいをもらうことは稀であり、キャッシュレス決済を前提とした生活を送っている（小野・上杉2020）。日本においてもキャッシュレス決済の比率は確実に高まることから、キャッシュレス決済を踏まえた金融教育が求められる。また、キャッシュレス決済には後払い、即時払い、前払いがあるが、まずは前払い、チャージ式のキャッシュレス決済の利用から慣れていくことが現実に即しているだろう。地域で暮らす支援の必要な方への取組みの中には、キャッシュレス決済で買物をした場合、発行されるレシートを保管してもらったり、レシートが発行されない場合はメモを取って一緒に家計管理をしている事例がある。「見えないお金」をあえて「見える化」する習慣をつけるための教材開発が求められている。

支援の必要な消費者の生活の質を向上するために、まずは当事者の金銭管理の技術が身につく教材の開発や、講座の実施、そして教員を対象にした調査などを通して得られた知見を本稿で述べた。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方々に対して、地域で自立した生活が送ることができるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業がある。日常生活に必要な預貯金の払い戻しや預け入れ、公共料金の支払い等の支援を行っており、支援に関わる職員へのヒアリングでは、支援の必要なサービス利用者は体調によってお金の使い方に波があったり、ストレスで散財傾向にある当事者への対応、キャッシュレス決済に伴う支援の困難さなどが指摘されている。キャッシュレス決済も一般化し、ますます金額の把握が困難となっている今日では、支払いの不履行や計画の見直しが求められることも多く、関係先との調整に追わ

れるなど、イレギュラーな対応が日常的である。利用者の理解や説得が難しい中で、いかに信頼関係を構築するのか、改善のための対応が求められている。

# 【参考文献】

小野由美子・名川勝・鈴木佳江「知的障害者を対象にした消費者教育—特別支援学校等における家計管理技術の向上を目的とした支援プログラム—」,『消費者教育』,第31冊,日本消費者教育学会,2011年

小野由美子「特別支援学校における家計管理に関わる教育支援の現状と課題」,『消費者教育』,第36冊,日本消費者教育学会,2016年a

小野由美子「特別支援学校の教員を対象にした家計管理の支援と教育に関する聞き取り調査」,『東京家政学院大学紀要』,56,2016年b

小野由美子・川崎孝明「全国の特別支援学校における金銭管理教育と社会資源の活用について」,『国民生活研究』,58(1),国民生活センター,2018年

小野由美子・上杉めぐみ「キャッシュレス決済の推進に伴う消費者教育のあり方について—韓国消費者院へのヒアリング及び日本の高校生への意識調査等の分析を通して—」,『消費者教育』,第40冊,日本消費者教育学会,2020年

矢吹香月・田村久美「障害に配慮した消費者教育教材の現状と課題—地方公共団体作成消費者教育教材の検討から—」,『国民生活研究』,63(1)号,国民生活センター,2023年

安岡知美・橋本典子「知的障害のある生徒の金融リテラシーと特別支援学校における金融教育の現状と課題の考察—生徒・保護者・教員への調査から—」,『高知大学学校教育研究』,35,高知大学大学院総合人間自然科学研究科教職実践高度化専攻附属学校教育研究センター,2024年

## おの ゆみこ

日本福祉大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程満期退学。博士(社会福祉学)。2004年より15年以上にわたり、おたふくけん(多重債務者問題からみた社会福祉のあり方研究会)の代表を務めた後、2019年に(一社)消費生活総合サポートセンターを設立。東京都消費生活総合センター消費者教育読本作成検討会委員、消費者庁特別支援学校向け消費者教育用教材等制作検討会委員等を歴任。令和5年より現職。日本消費者教育学会理事・関東支部長。第8次内閣府消費者委員会委員。

## 【主要論文・教科書・著書翻訳等】

小野由美子「全国消費生活相談情報にみる心身障害者関連の判断不十分者契約」,『消費者教育』,第35冊,日本消費者教育学会,2015年

小野由美子「社会支援論—要支援者への消費者教育」,西村隆男編著『消費者教育学の地平』,慶応義塾大学出版会,2017年

検定教科書高校『家庭基礎』『家庭総合』(実教出版)分担執筆,2022年